

窒素含有量に係る総量規制基準（平成十四年七月十九日告示第七百二十九号）新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">窒素含有量に係る総量規制基準</p> <p>第四 総量規制基準</p> <p>別表第一第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに次の一又は二により算定される値の合計値を、当該指定地域内事業場から排出される汚濁負荷量の許容限度とする。</p> <p>一 <u>別表第二の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準日前に設置された指定地域内事業場（同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号。以下「特別措置法」という。）第五条若しくは第八条の規定による許可の申請又は防止法第五条若しくは第七条の規定による届出（以下「許可の申請又は届出」という。）がされているものを含み、二に該当するものを除く。）</u>については、次式により算定される値</p> $L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$ <p>二 <u>別表第二の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準日以後に許可の申請又は届出がされた指定地域内事業場</u>については、次式により算定される値</p> $L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$ <p>[一及び二の算式において<math>L_n</math>、<math>C_n</math>、<math>Q_n</math>、<math>C_{ni}</math>、<math>C_{no}</math>、<math>Q_{ni}</math>及び<math>Q_{no}</math>は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p><math>L_n</math> 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）</p> <p><math>C_n</math> <u>別表第一第三欄(1)</u>に掲げる窒素含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）</p> <p><math>Q_n</math> 特定排出水（水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令・通商産業省令第二号）第一条の六第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の量（単位 一日につき立方メートル）</p>	<p style="text-align: center;">窒素含有量に係る総量規制基準</p> <p>第四 総量規制基準</p> <p>別表第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに次の一又は二により算定される値の合計値を、当該指定地域内事業場から排出される汚濁負荷量の許容限度とする。</p> <p>一 <u>平成十四年十月一日前に設置された指定地域内事業場（同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号。以下「特別措置法」という。）第五条若しくは第八条の規定による許可の申請又は防止法第五条若しくは第七条の規定による届出（以下「許可の申請又は届出」という。）がされているものを含み、二に該当するものを除く。）</u>については、次式により算定される値</p> $L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$ <p>二 <u>平成十四年十月一日以後に許可の申請又は届出がされた指定地域内事業場</u>については、次式により算定される値</p> $L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$ <p>[一及び二の算式において<math>L_n</math>、<math>C_n</math>、<math>Q_n</math>、<math>C_{ni}</math>、<math>C_{no}</math>、<math>Q_{ni}</math>及び<math>Q_{no}</math>は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p><math>L_n</math> 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）</p> <p><math>C_n</math> <u>別表第三欄(1)</u>に掲げる窒素含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）</p> <p><math>Q_n</math> 特定排出水（水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令・通商産業省令第二号）第一条の六第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の量（単位 一日につき立方メートル）</p>

改正案	現行									
<p>C n i 別表第一第三欄(2)に掲げる窒素含有量(単位 ーリットルにつきミリグラム)</p> <p>C n o C nと同じ値(単位 ーリットルにつきミリグラム)</p> <p>Q n i 別表第二の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準日以後に、特定施設(防止法第二条第二項に規定するもの及び特別措置法第十二条の二の規定により防止法第二条第三項に規定する指定地域特定施設とみなされるものをいう。以下同じ。)の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Q n o 特定排出水の量(Q n iを除く。)(単位 一日につき立方メートル) ]</p>	<p>C n i 別表第三欄(2)に掲げる窒素含有量(単位 ーリットルにつきミリグラム)</p> <p>C n o C nと同じ値(単位 ーリットルにつきミリグラム)</p> <p>Q n i 平成十四年十月一日以後に、特定施設(防止法第二条第二項に規定するもの及び特別措置法第十二条の二の規定により防止法第二条第三項に規定する指定地域特定施設とみなされるものをいう。以下同じ。)の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Q n o 特定排出水の量(Q n iを除く。)(単位 一日につき立方メートル) ]</p>									
<p>別表第一(第四関係)</p> <p>(略)</p>	<p>別表(第四関係)</p> <p>(略)</p>									
<p>別表第二(第四関係)</p> <table border="1" data-bbox="174 845 1066 1168"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 845 230 938">番号</th> <th data-bbox="230 845 907 938">指定地域内事業場の区分</th> <th data-bbox="907 845 1066 938">基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 938 230 1031">一</td> <td data-bbox="230 938 907 1031">次項に掲げる指定地域内事業場以外の指定地域内事業場</td> <td data-bbox="907 938 1066 1031">平成一四年一〇月一日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1031 230 1168">二</td> <td data-bbox="230 1031 907 1168">水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第四百四十七号)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</td> <td data-bbox="907 1031 1066 1168">平成二四年五月二五日</td> </tr> </tbody> </table>	番号	指定地域内事業場の区分	基準日	一	次項に掲げる指定地域内事業場以外の指定地域内事業場	平成一四年一〇月一日	二	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第四百四十七号)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成二四年五月二五日	
番号	指定地域内事業場の区分	基準日								
一	次項に掲げる指定地域内事業場以外の指定地域内事業場	平成一四年一〇月一日								
二	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第四百四十七号)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成二四年五月二五日								